

人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津市	栗真町屋地区(北垣内、中垣内、茶屋垣内、根上り、松ヶ枝)	令和3年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	38.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	17.2ha
(備考) アンケートを配布した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積 27.1ha 回答した地区内の農地所有者又は耕作者のうち後継者なしの耕作面積 17.2ha 回答した地区内の農地所有者又は耕作者のうち後継者ありの耕作面積 4.6ha	

2 対象地区の課題

町屋地区に所在する農用地27.1haの所有者又は耕作者について、アンケート調査を実施したところ、21.8haの所有者又は耕作者から回答があった。そのうち、後継者があると答えたのは4.6haの所有者又は耕作者であり、17.2haの所有者耕作者は後継者がいないと答えている。後継者がいない農地については、新たな農地の受け手が必要となる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内において認定農業者1名が耕作をしているが、他の耕作者について、認定農業者となり耕作を拡大していく方向で調整をしていく。
現在の認定農業者及び今後認定農業者になる予定者が耕作を予定する土地並びに後継者として耕作を継続する土地以外について、自家消費用に耕作をする土地を除いて新規入作者の受け入れを促進する。
新規入作者については、町屋地区の今後の栽培計画に合致する個人又は法人とする。

※現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数： 1名

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集約化の前提として、農地中間管理機構関連農地整備事業を実施し、農地の大区画化を図る。
農地中間管理機構関連農地整備事業の実施の前に所有者から農地中間管理機構が農地を借り受ける。
整備後の農地において、最適な栽培作物を検討するため、現状のほ場で試験的に可能性のある作物を栽培する。
今まで栽培実績のある、サツマイモ、ゴマ、キュウリ、ピーマン、ナスなどの栽培方法、流通方法などの検討を三重大学生物資源学部、JA津安芸とともに検討する。ごま油製造メーカーと協同し、ゴマの作付けを検討する。
栽培品目について、6次産業化を図る。例えば、サツマイモを原料とした焼酎の醸造、サツマイモによる加工食品の製造を検討する。
栽培作物の検討を行ったのち、地区内を栽培品目別にゾーニングし、植え付け、収穫時における機械の利用など効率化を図る。後継者が耕作する予定の土地及び自家消費用に耕作する土地についても、居住地からの利便性を考慮の上、栽培品目に応じたゾーンに配置する。